

令和8年12月以降の路線図

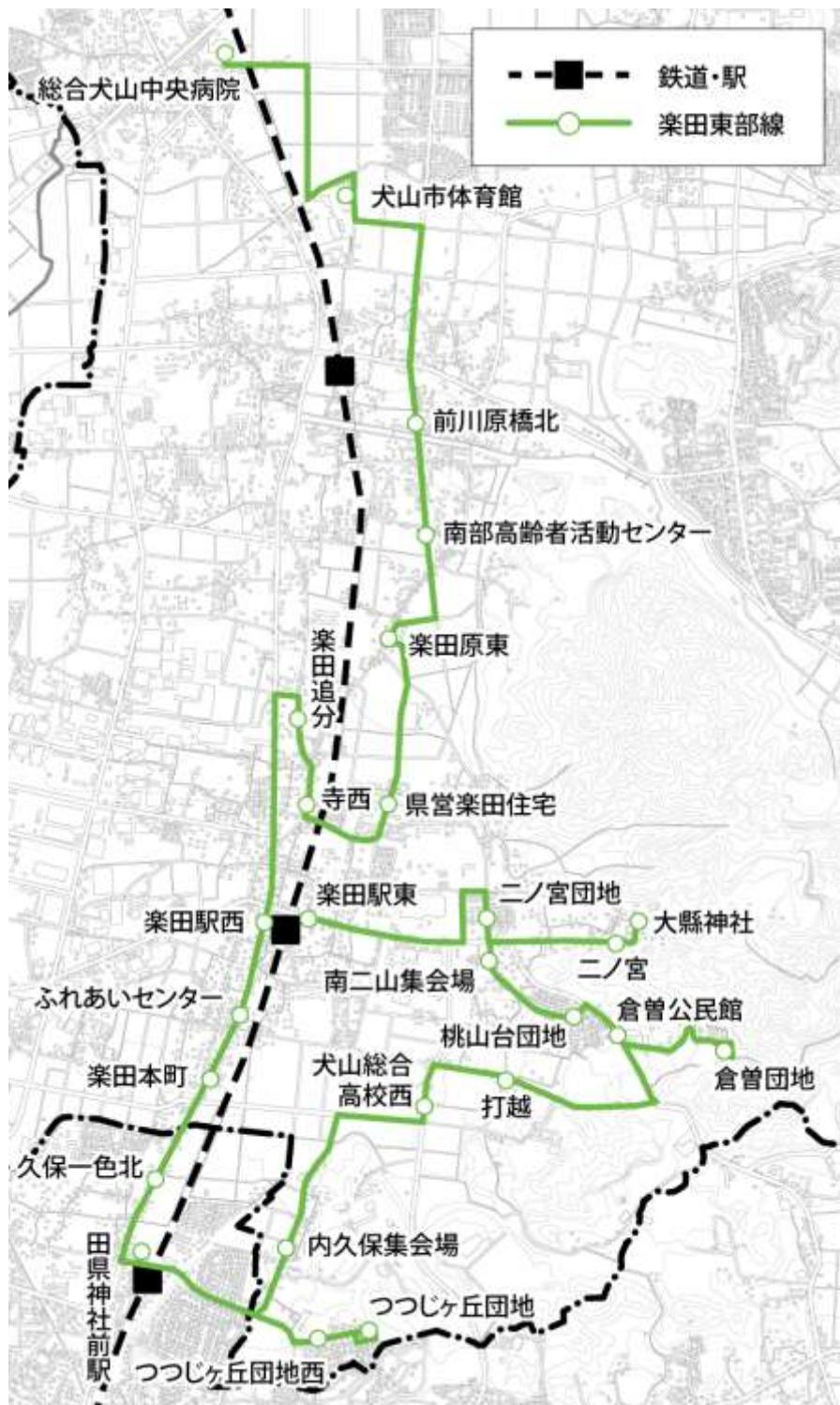
1. 楽田西部線



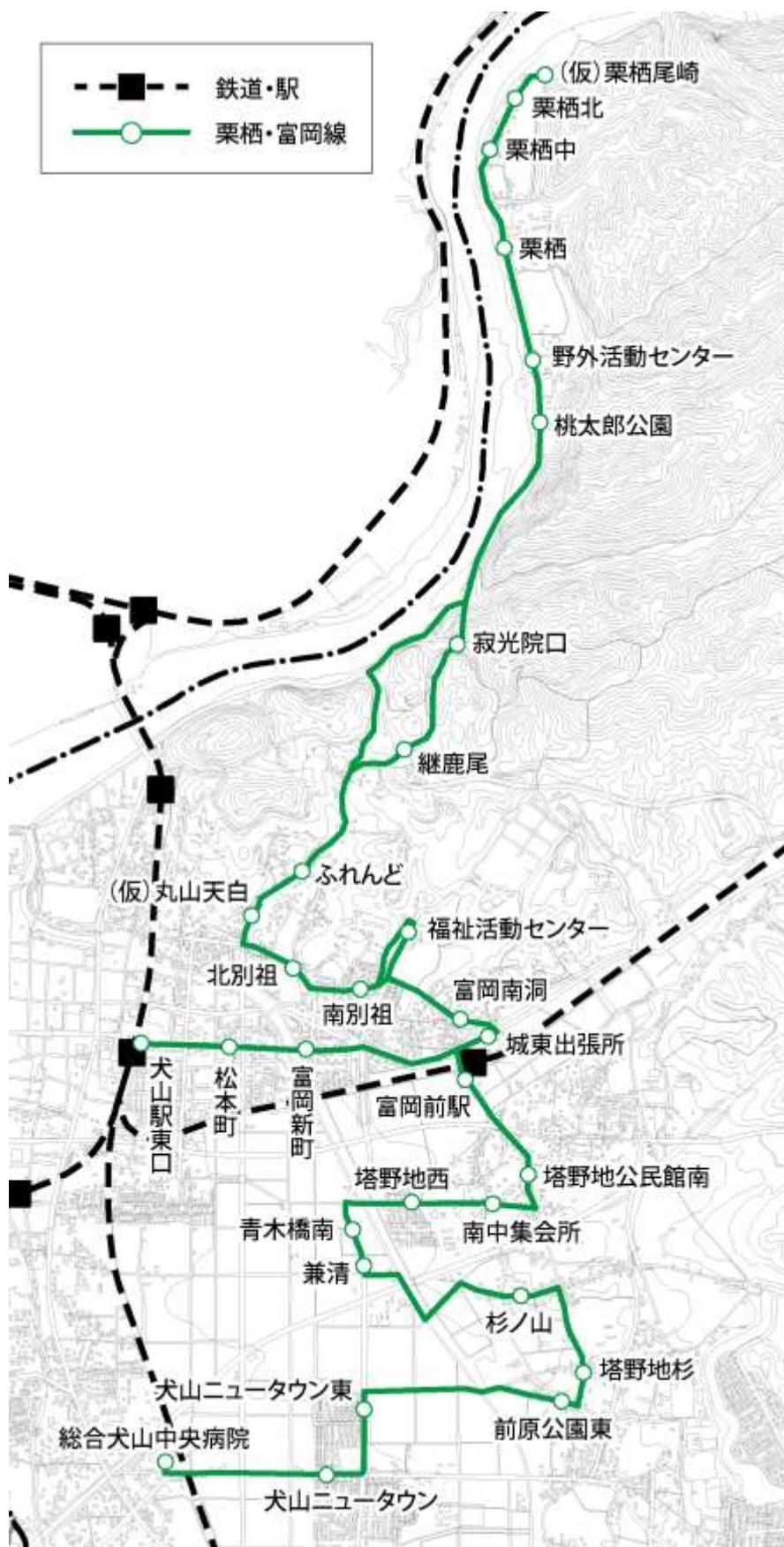
2.上野線



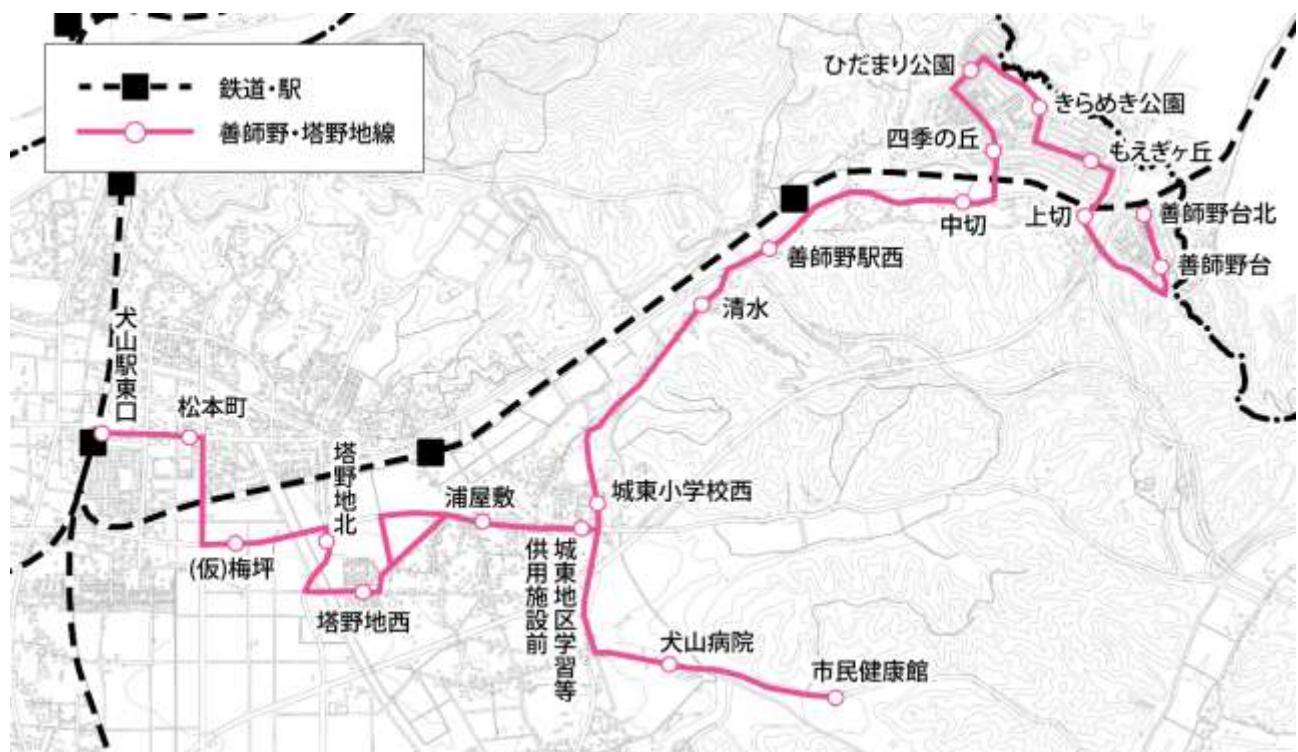
3. 楽田東部線



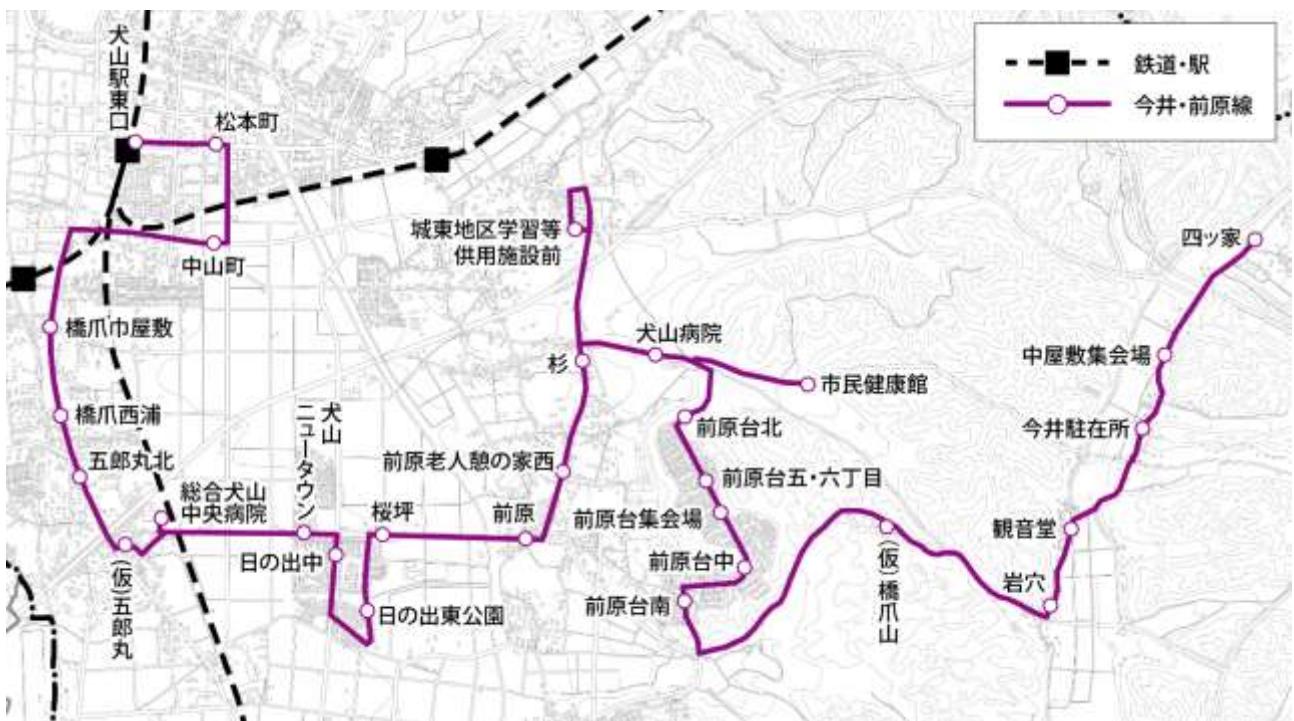
4. 栗栖・富岡線



5. 善師野・塔野地線



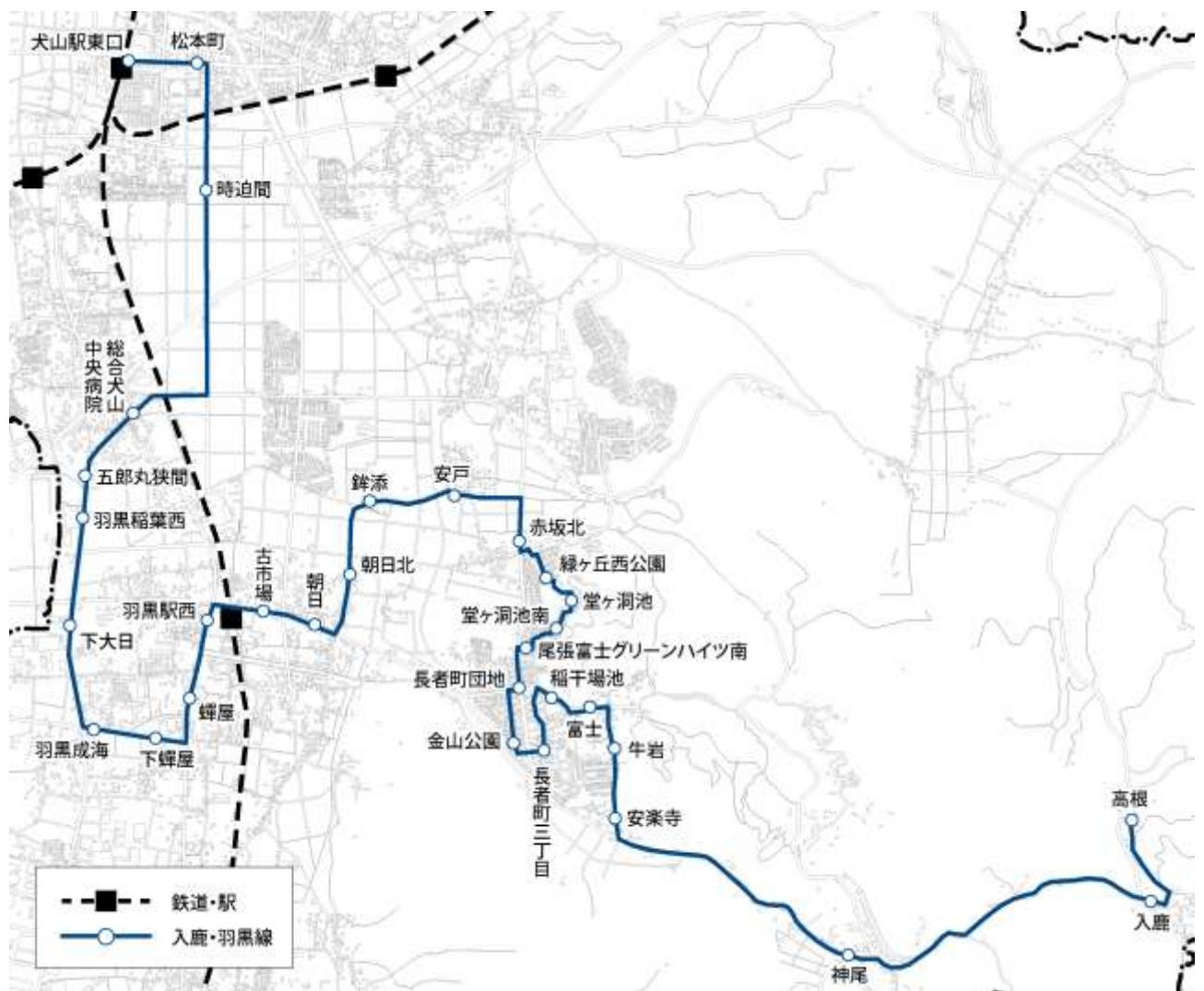
6. 今井・前原線



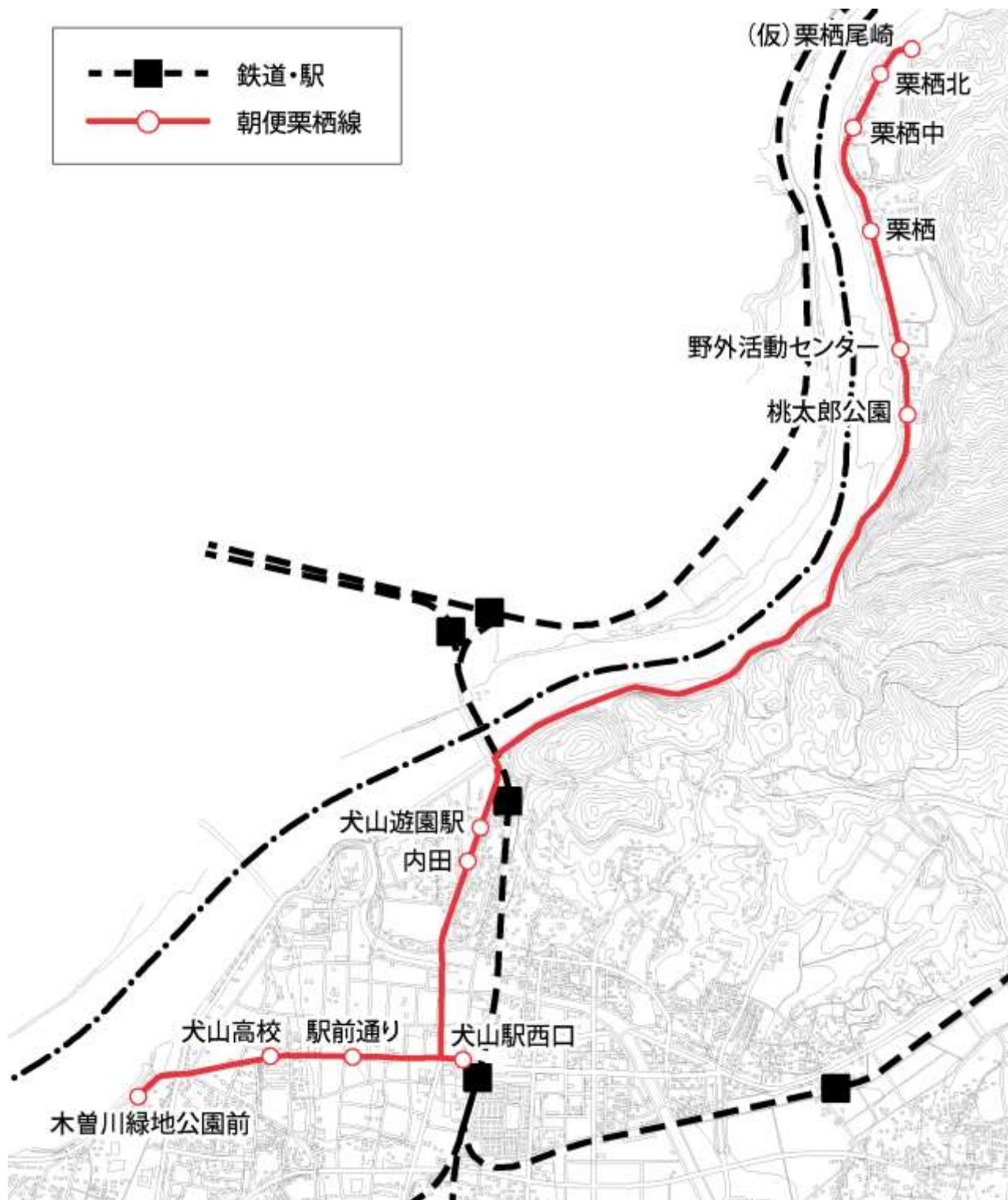
7.内田線



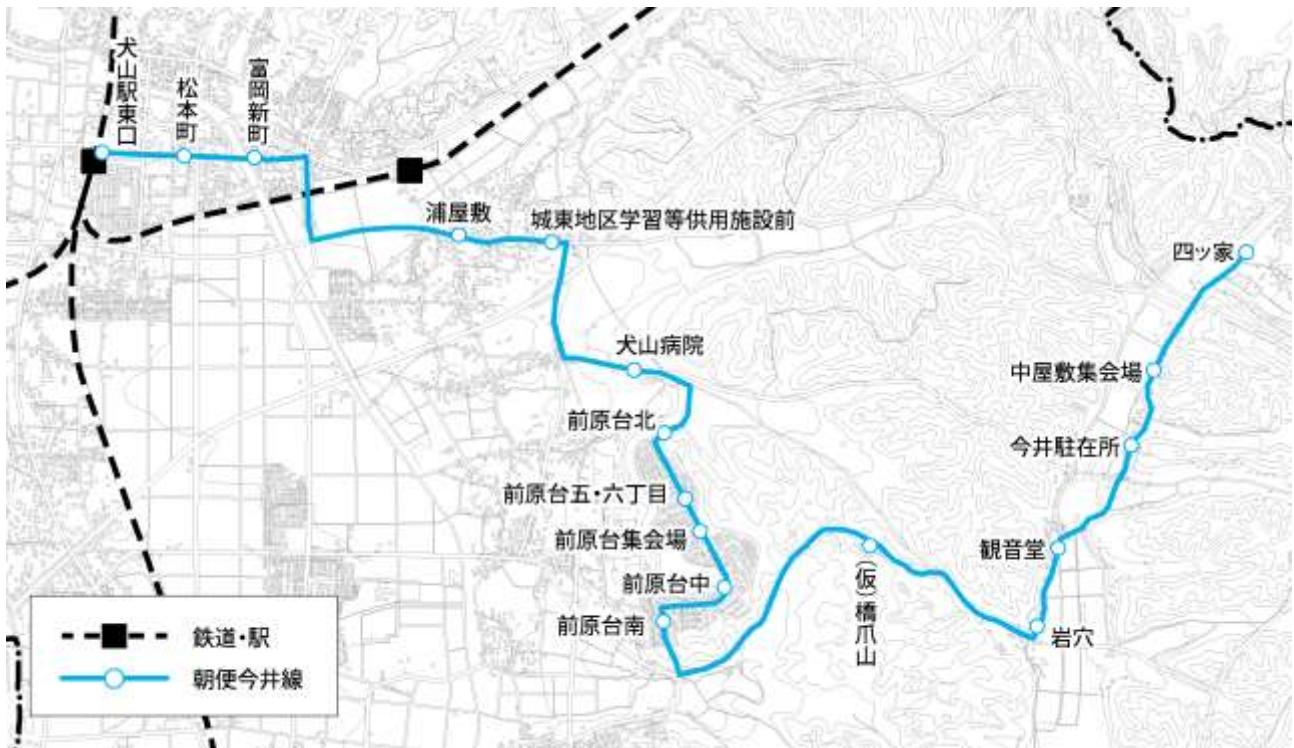
8.入鹿・羽黒線



9.朝便栗栖線



10.朝便今井線



わん丸君バスの運賃設定について

【現行】

◆運賃(料金)を適用する路線又は運送の区間

犬山市コミュニティバス全区間(犬山市地域公共交通会議で協議された路線)

◆運賃(料金)の種類、額及び適用方法

(1)運賃(料金)の種類及び額

運賃の種類	運賃の額(大人運賃)
普通旅客運賃	200円
回数運賃(11枚つづり)	2,000円
定期運賃 (6か月)	13,000円
定期運賃 (85歳以上・小学生 6か月)	6,500円
定期運賃 (3か月)	7,000円
定期運賃 (85歳以上・小学生 3か月)	3,500円

(2)旅客運賃の計算方法

ア 小児運賃は大人運賃の半額とし、10円未満の端数は10円単位に切り上げる。

イ 運賃計算上の端数は、10円単位に切り上げる。

(3)運賃の適用方法

①大人運賃と小児運賃の区分は、次のとおりとする。

大人運賃 中学生以上の者
小児運賃 小学生以下の者

②運賃の適用方法は、次のとおりとする。

ア 普通旅客運賃

普通旅客運賃は、有効当日及び適用区間に限り何回でも乗降できる。

イ 回数運賃

(ア)回数運賃は、旅客が多回数乗車する場合に適用する。

(イ)回数運賃は、その券面に運賃額を記載し、その記載額と同額の片道運賃として取り扱う。

ウ 定期運賃

(ア)定期運賃は、旅客が不定回数乗車する場合に適用する。

(イ)定期運賃は、その券面に6か月間及び3か月間の有効期限を記載し、その有効期間内のみ有効とする。

③割引の種類及び適用方法は、次のとおりとする。

ア 身体障害者・知的障害者に対する割引

(ア)身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者若しくは都道府県知事(政令指定都市にあっては市長)の発行する知的障害者の療育手帳の交付を受けている者が、その手帳を呈示し、又は市町村長の発行する所定の運賃割引証を呈示したとき及びその介護人が介護のために乗車するときに適用する。

(イ)運賃は、無料とする。

イ 児童福祉法の適用を受ける者に対する割引

(ア)児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条の4及び第41条から第44条までに規定する諸施設により養護等を受けている者及びその付添人が養護等のために乗車する場合であって、保護施設の長が発行する所定の運賃割引証を呈示したときに適用する。

(イ)運賃は、無料とする。

ウ 割引の重複

2以上の割引に該当する場合は、重複して運賃の割引を適用しない。

【変更案】

◆運賃(料金)を適用する路線又は運送の区間

犬山市コミュニティバス全区間(犬山市地域公共交通会議で協議された路線)

◆運賃(料金)の種類、額及び適用方法

(1)運賃(料金)の種類及び額

運賃の種類	運賃の額(大人運賃)
普通旅客運賃	200円
回数運賃(11枚つづり)	2,000円
回数運賃(11枚つづり)	1,000円
定期運賃 (6か月)	13,000円
定期運賃 (75歳以上・小中学生 6か月)	6,500円
定期運賃 (3か月)	7,000円
定期運賃 (75歳以上・小中学生 3か月)	3,500円

(2)旅客運賃の計算方法

ア 小児運賃は大人運賃の半額とし、10円未満の端数は10円単位に切り上げる。

イ 運賃計算上の端数は、10円単位に切り上げる。

(3)運賃の適用方法

①大人運賃と小児運賃の区分は、次のとおりとする。

大人運賃 義務教育終了者

小児運賃 中学生以下の者

②運賃の適用方法は、次のとおりとする。

ア 普通旅客運賃

普通旅客運賃は、有効当日及び適用区間に限り何回でも乗降できる。

イ 回数運賃

(ア)回数運賃は、旅客が多回数乗車する場合に適用する。

(イ)回数運賃は、その券面に運賃額を記載し、その記載額と同額の片道運賃として取り扱う。

ウ 定期運賃

(ア)定期運賃は、旅客が不定回数乗車する場合に適用する。

(イ)定期運賃は、その券面に6か月間及び3か月間の有効期限を記載し、その有効期間内のみ有効とする。

③割引の種類及び適用方法は、次のとおりとする。

ア 身体障害者・知的障害者に対する割引

(ア)身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者若しくは都道府県知事(政令指定都市にあっては市長)の発行する知的障害者の療育手帳の交付を受けている者が、その手帳を呈示し、又は市町村長の発行する所定の運賃割引証を呈示したとき及びその介護人が介護のために乗車するときに適用する。

(イ)運賃は、無料とする。

イ 児童福祉法の適用を受ける者に対する割引

(ア)児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条の4及び第41条から第44条までに規定する諸施設により養護等を受けている者及びその付添人が養護等のために乗車する場合であって、保護施設の長が発行する所定の運賃割引証を呈示したときに適用する。

(イ)運賃は、無料とする。

ウ 割引の重複

2以上の割引に該当する場合は、重複して運賃の割引を適用しない。

◆適用予定日

令和8年12月1日(火)

令和8年12月再編における運賃(料金)見直しの概要

1) 中学生の運賃区分の見直し

→ 前回再編時に中学生の登下校対応として朝便を導入しています。中学生の運賃は、現行では大人と同じ運賃（1日 200円）ですが、通学にあたる金銭的な負担を解消するため、小学生と同じ義務教育期間と捉え、小学生と同じ運賃（1日 100円）に見直します。

2) 回数券の券面金額・販売単位の変更

→ 中学生の運賃区分見直しに伴い、運賃100円の対象者の増加が見込まれることから、回数券の種類について、現在の「200円券11枚綴り」に加え、「100円券11枚綴り」を追加します。

3) 85歳以上・小学生バス券の対象年齢の変更

→ 運転免許証の自主返納にかかる心理的負担を軽減し、公共交通を利用した暮らしへの移行を促進するため、85歳以上バスの対象年齢を75歳へ引き下げます。

また、中学生の運賃区分が小学生と同様の扱いとなったため、小学生バス券を小中学生バス券へと変更します。

2. 各見直しの内容

1) 中学生の運賃区分の見直し

(1) 検討の背景

前回の路線再編により朝便が導入され、中学生が通学に利用するようになりました。小中学校は同じ義務教育期間であることから、同じ運賃区分に統一し、中学生の通学における運賃負担を軽減するため、中学生の運賃を見直します。

(2) 見直し内容

現状	見直し案
1日大人 200 円、小学生 100 円	1日大人 200 円、 小中学生 100 円

(3) 見直しの影響

現在の利用者データでは「中学生」の現金利用がカウントできていません。そのため、学校の長期休暇に合わせて配布される小中学生を対象とした無料乗車券での乗車人数から、中学生の現金利用での乗車人数を推計し、運賃区分の見直しによる影響を算出しました。

その結果、中学生の運賃区分の見直しによる影響（減収）は 46,900 円/年 となります。

見直しの影響の算出過程	記号	計算式
中学生の無料乗車券利用者数	A	R6 年度実績
小学生の無料乗車券利用者数	B	R6 年度実績
小中学生比率	C	A/B
小学生の現金利用者数	D	R6 年度実績
中学生の現金利用者数（推計）	E	D × C
中学生の現金での運賃収入	F	E × 200
見直し後の中学生の現金での運賃収入	G	E × 100
中学生の運賃区分の見直しによる影響	H	G - F

2) 回数券の券面金額・販売単位の変更

(1) 検討の背景

中学生の運賃区分の見直しに伴い、100 円で乗車できる対象者が増加することから、支払いやすさの向上を図るとともに、学校の長期休暇に合わせてバス券と回数券を効率的に購入・利用できるよう 100 円チケット（回数券）を追加で発行します。

(2) 見直し内容

現状	見直し案
200 円券 11 枚綴り 2,000 円	200 円券 11 枚 2,000 円 100 円券 11 枚 1,000 円

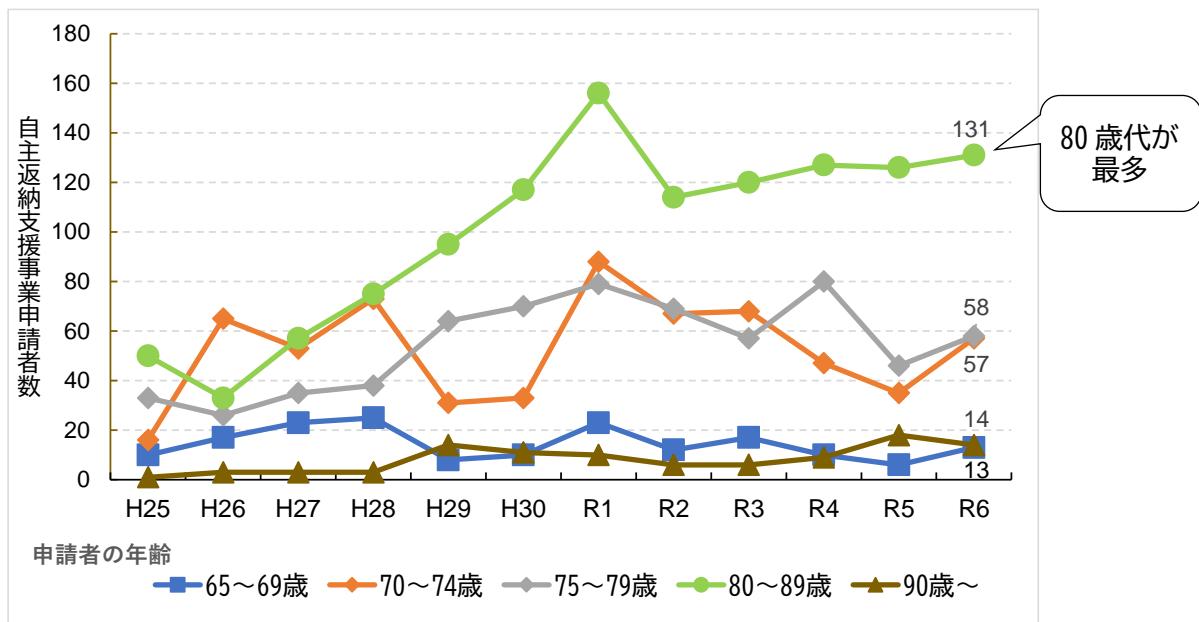
3) 85歳以上・小学生パス券の対象年齢の変更

(1) 検討の背景

運転免許証を自主返納した後の移動手段を確保することで、自主返納にかかる心理的負担を軽減し、公共交通を利用した暮らしへの移行を促進するため、85歳以上パス券の対象年齢を75歳へ引き下げます。

また、中学生の運賃区分が小学生と同様の扱いとなつたため、小学生パス券を小中学生パス券へと変更します。

▼ 犬山市高齢者運転免許証自主返納支援事業への申請者数の推移



(2) 見直しの内容

現状	6か月	3か月
85歳以上・小学生	6,500円	3,500円
大人	13,000円	7,000円



見直し後	6か月	3か月
75歳以上・小中学生	6,500円	3,500円
大人	13,000円	7,000円

(3) 見直しの影響

令和6年のパス券販売実績を基に影響（減収）を推計すると、年間97,500円の負担増となる見込みです。

見直しの影響の算出過程		記号	計算式
75~84歳のパス券購入額	168,000円	A	R6年度実績
今回の見直し後のパス券購入額	84,000円	B	A / 2
85歳以上パス券の対象年齢引き下げによる影響	-84,000円	C	B - A
中学生のパス券購入額	27,000円	D	R6年度実績
今回の見直し後のパス券購入額	13,500円	E	D / 2
小中学生パス券への変更による影響	-13,500円	F	E - D
合計	-97,500円	G	C + F

パブリックコメントの結果について

令和8年12月のわん丸君バス再編において、運賃等の見直しを予定しています。

令和5年10月の改正道路運送法の施行により、運賃や料金に関する事項は、地域公共交通会議とは別の協議体（運賃料金協議会）で協議することとされました。また、同法第9条第5項の規定により、運賃料金協議会の開催にあたっては、事前に公聴会の開催やパブリックコメントを実施することにより、利用者等からの意見を反映させる必要があります。

再編時の運賃等の見直しに向けて、令和7年11月にパブリックコメントを実施しましたので、結果を報告します。

◆運賃等の見直しまでの流れ

R7.10.3(金)

地域公共交通会議にて、パブリックコメント実施について報告

R7.11.4(火)～12.5(金)

パブリックコメントの実施

R8.2.12(木)

パブリックコメントの結果を踏まえて運賃料金協議会を開催

R8.3.27(金)

運賃料金協議会での協議結果を地域公共交通会議にて報告

R8.12.1(火)～

新運賃(料金)適用

◆パブリックコメントの概要

1 募集対象

○わん丸君バス再編案のうち運賃及び料金に関する事項

2 募集期間

○令和7年11月4日(火)から12月5日(金)まで

3 対象の閲覧(掲載)場所

- (1) 市役所本庁舎1階ロビー
- (2) 防災交通課窓口(本庁舎3階)
- (3) 各出張所(城東・羽黒・楽田・池野)
- (4) 市民健康館、福祉活動センター
- (5) シンエイライフ犬山ライブラリー(市立図書館)
- (6) 犬山市ホームページ

※(1)～(4)の施設での閲覧時間 午前8時30分～午後5時15分(土日・祝日を除く。)

なお、12月1日以降は、受付時間の短縮により、午前9時00分～午後4時00分

※(5)の施設での閲覧時間 閉館日を除く開館時間内

4 意見の提出方法及び提出先

○電子メール(010400@city.inuyama.lg.jp)

○FAX(0568-44-0367)

○郵送(〒484-8501 犬山市大字犬山字東畠36番地 犬山市役所 防災交通課)

○防災交通課及び各出張所の窓口へ直接提出

(午前8時30分～午後5時15分。土日・祝日を除く。なお、12月1日以降は、受付時間の短縮により、午前9時00分～午後4時00分)

5 意見提出時の留意点

○住所・氏名(法人など団体の場合は、所在地・法人名など)・連絡先を記入の上、上記の方法で提出してください。※匿名の場合は無効となります。

○記入用紙以外での提出もできます。その際は、住所・氏名・連絡先を必ずご記入ください。

○電話や口頭による意見の受付はできません。

6 その他

○提出いただいた意見は、取りまとめの上、回答とあわせて犬山市ホームページにて公表します。

いただいたご意見の内容と市の考え方

意見数 1件(1名)

(いただいた意見)

わん丸君バスの運賃等の見直しについて一つ提案があります。小牧市の「こまくる」は65歳以上の小牧市民はもちろん他市民も乗車賃は無料です。その他の大人は200円、小学生は100円となっています。犬山市の場合65歳以上の無料化は困難だと思いますが、小牧市にはない取り組みとして、市長がいつも言われる「来るまちから住むまち」「子供にやさしいまち」として小・中学生のわん丸バス運賃の無料化を提案します。

R4年度のデーターですが運賃収入は約850万円で、その中で小、中学生の運賃収入はほぼゼロときいています。従って小、中学生を無料化しても市の財政負担が増えることはありません。以前からこの提案をしていますが、必ず受益者負担の原則の話がでます。現行の運行状況を見る限り空席が目立っており、空席を利用するだけですから、小・中学生に受益者負担を求めるることはいかがなものかと思います。現在春・夏・冬休み期間中は無料ですが、年中無料化にすることで少しでも子供たちがわん丸バスに乗る機会がふえて、わん丸バスへの親しみや関心が深まることが期待できます。小・中学生の無料化で近隣市町との差別化ができるで犬山市のアピールポイントが増え、保護者の家計も助かります。またわん丸バスのドライバーも乗客が少しでも多いほうがモチベーションも上がると思います。小・中学生を無料化することにより、「犬山市」「家計」「ドライバー」にメリットがあると思われます。

(市の考え方)

令和6年度について、小学生の運賃収入(バス券除く)は46,000円でした。全体の運賃収入(バス券除く)8,325,100円に占める割合は約0.6%であり、ご意見のとおり財政負担の影響は少ないです。

しかし、現時点においては受益者負担の観点もありますが、「公共交通はみんなで支える乗り物であり、確保維持のために利用者がお金を払って乗るもの」という考え方の下、小中学生についても、一定の運賃をお願いしています。

また、将来の公共交通利用につなげるために、子供の頃から乗る機会を作ることも重要であり、地域公共交通計画において実施事業として位置付けをしています。

したがいまして、わん丸君バスにおける現時点での小中学生への対応としては、運賃は一定額をお願いしつつ、無料乗車キャンペーン等で乗車機会を作ることで利用促進を図り、維持確保に努めていく考えです。